

学校いじめ防止基本方針

白河市立白河第一小学校

1 基本方針

(1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、教師の目の届かないところで起きるものである。
- ③ いじめは、時として被害者と加害者が入れ替わりながら繰り返される。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、場合によっては、重大事態となることがある。
- ⑤ 学級や特設クラブ活動の無秩序や閉鎖性などの集団の構造上の問題から発生することがある。
- ⑥ 加害者本人だけでなく、「観衆」（はやし立てたりおもしろがったりする存在）や「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与えている者）が存在する。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(3) いじめと考える態様

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんながいなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離される。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋸やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいことをさせられたり、危険なことをされたりする。
 - ア 使い走りさせられたり、万引きや喝上げを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われたり、恥ずかしいことを無理矢理させられたりする。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）、携帯ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫メールが送られる。
 - ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。
- ⑦ 偏見や差別的な言葉を言われたり、接し方をされたりする。
- ア 新型コロナウイルス感染など、疾病等に対し、偏見や差別的な言葉をかけられたり、避けられたりする。
 - イ 手紙を送られたり、落書きをされたりする。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 児童がいじめを考える取組の実施

- ア 児童会を中心とした「いじめ防止標語」の募集を実施する。
- イ すべての学級で「いじめはいけない」ことや、「何がいじめになるのか」について指導を行う。（各学年、学級活動でいじめに関する指導の時間を位置付ける。）
- ウ 「ネット上のいじめ」をはじめとする情報モラルについて指導を行う。
- エ SCと連携し、SSTを実施する。
- オ 「白河市思いやり条例」に基づいた学習（道徳など）、取り組み（全校集会など）を行う。

② 保護者との連携の強化

- ア 参観日や懇談会におけるいじめ防止に関する話し合いの場を持つ。
- イ 家庭教育学級等でいじめ防止に関する講演会等を実施する。
- ウ 「学校だより」や「生徒指導だより」を発行し、保護者の理解や協力を得る。

③ いじめ対策に関する共通理解

- ア いじめ防止の方針や手だてを教職員が共通理解・共通実践するための研修会を持つ。
- イ 懇談会等で、学校がいじめ対策に関する説明の場を持つ。

④ 偏見や差別を生まない指導

- ア 新型コロナウイルス感染者等に対して、偏見視したり、差別を生まないよう、道徳科の学習や日常の生活において、指導する。
- イ SCと連携し、学級ミーティングを行う。

(2) いじめの早期発見に係る取組

① 定期的なアンケートの実施

- ア 児童対象のいじめに関するアンケート調査を実施する。
実施時期・・・5月、7月、9月、11月、2月
- イ 保護者対象のアンケート調査を実施する。
実施時期・・・5月、11月、2月

② QUテストの実施

実施時期・・・6月、10月

③ 個別懇談の実施

- ア 個別懇談の機会を設け、個別に様子を把握する。

家庭訪問・・・4月 教育相談・・・12月

③ 校外の組織との連携の強化

ア 子ども見守り隊との意見交換会を実施する。

3 いじめ防止及び対応のための組織

(1) 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となつて行うために次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭

③ 役割

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

(会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など)

(2) 組織での対応の留意点

① いじめられた児童への支援

事実の確認よりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門知識を有する者の協力を得ていじめを受けた児童及び保護者への支援や助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていただけだったりする児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び白河警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。

また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署や法務

省人権擁護局等と連携して対応する。

(3) いじめ解消の判断

- ① 文部科学省の方針でいじめが解消している状態とは、「行為がやんでいる状態が3か月続きかつ、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていない」が目安となっている。このことから、いじめへの対応、支援を行った後も定期的な聞き取りや学校生活アンケートを通して、経過観察を続けていく。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態に該当するいじめ

- ① いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性に疾患を発症した場合

- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。

- ③ 児童や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

① 調査の実施

ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。

イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。

ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。

エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に留意すること。

5 年間計画

月	児童への指導 指導の取組	面談・アンケート実施	校内研修 保護者等への公表	評価計画
---	-----------------	------------	------------------	------

4月	情報モラル（各学年） 児童会総会 SST（学年の計画による） ↓	家庭訪問	学校基本方針の説明 生徒指導委員会（年間打ち合わせにて） 懇談会での説明 見守り隊との懇談会	
5月	いじめについて考える学級活動	第1回校内生活アンケート 第1回保護者アンケート		
6月	いじめ防止標語募集・発表	QUテスト		
7月		第2回校内生活アンケート	方部懇談会（各方部） 生徒指導研修（夏期休業）	中間評価
8月				
9月		第3回校内生活アンケート		
10月		QUテスト		
11月		第4回校内生活アンケート 第2回保護者アンケート		
12月		個別懇談	生徒指導研修（冬期休業）	中間評価
1月				
2月		第5回校内生活アンケート 第3回保護者アンケート		年間評価
3月				

6 評価と改善

- (1) 学校評価と合わせ、いじめ対策基本方針の取組について評価を行う。評価方法は、学校評価に準ずる。
- (2) 評価結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。